

区市町村における認知症ケアパスの作成について

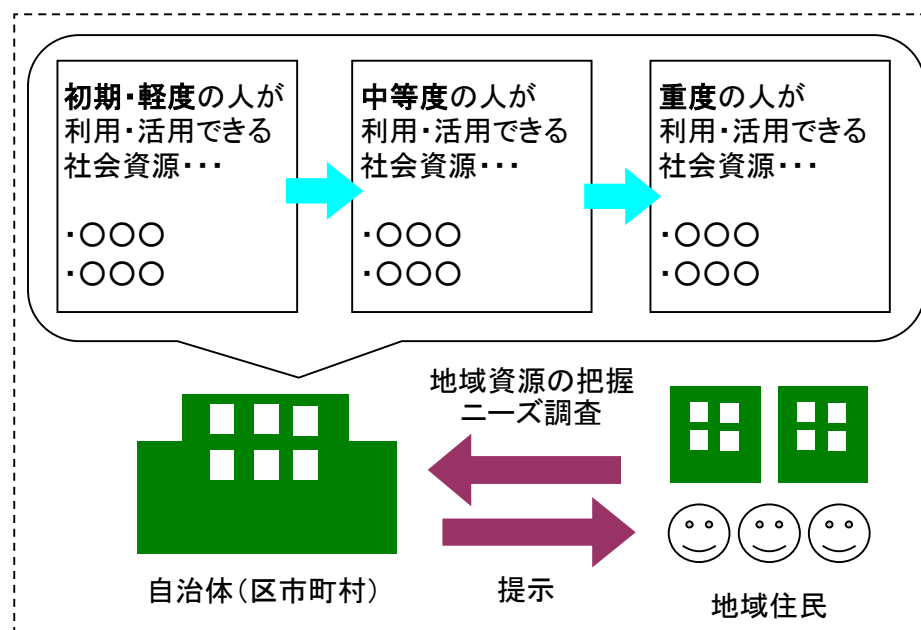
厚生労働省の動き

- ◆平成24年9月6日「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」発表
 - 標準的な認知症ケアパスの作成・普及
 - 平成24～25年度 調査・研究を実施
 - 平成25～26年度 各市町村において、「認知症ケアパス」の作成を推進
 - 平成27年度以降 介護保険事業計画(市町村)に反映
- ◆「第6期市町村介護保険事業計画作成に当たっての認知症ケアパス作成のための手引きの活用に係る説明会」の開催
- ◆「認知症ケアパス作成担当者セミナー」の開催

認知症の人が地域で生活するための基盤づくりについて

- ◆区市町村の役割 → 地域ごとの標準的な「認知症ケアパスの策定」

認知症の人の生活機能障害の進行にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容等を、あらかじめ、認知症の人とその家族へ提示

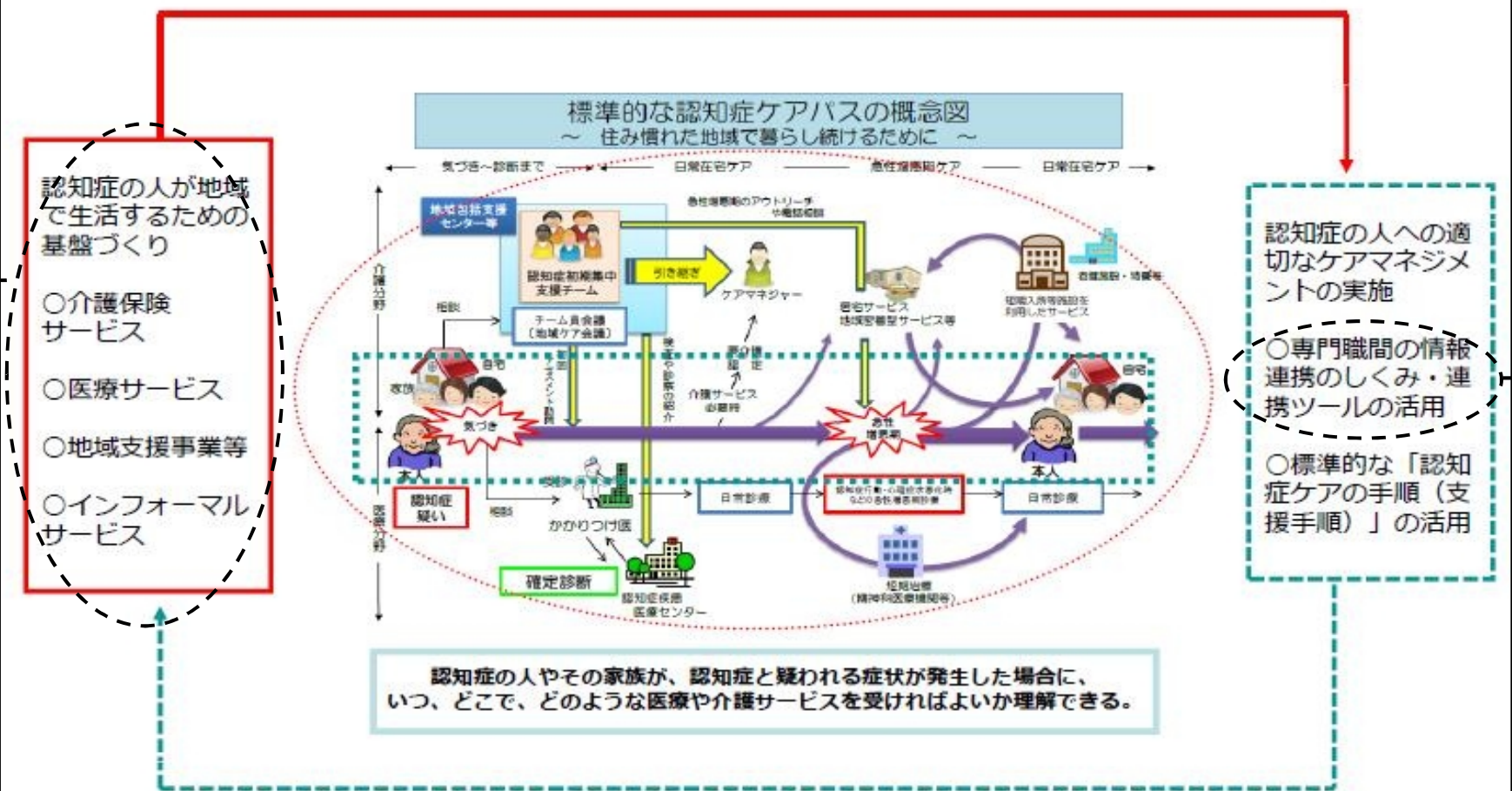


- ◆東京都は、引き続き「区市町村認知症支援担当者連絡会」等を活用して、区市町村における標準的な認知症ケアパスの作成状況を把握し、意見交換を実施しながら、必要な支援を検討する。
(都が有するデータの提供、医療体制の整備、認知症の人の支援に携わる人材の育成等)

「認知症ケアパス作成のための手引き」より

- ◆「認知症ケアパス」＝「認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ」
- ◆「認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ」をつくるためには、「認知症の人が地域で生活するための基盤づくり」と、認知症の人が自分の力を活かしながら地域で暮らしていくための「認知症の人への適切なケアマネジメント」の2つが不可欠

認知症ケアパスを機能させるために



「認知症ケアパス作成のための手引き」(2013年9月発行)より抜粋

編集: 認知症ケアパスを適切に機能させるための調査研究事業検討委員会
発行: 一般社団法人財形福祉協会

専門職種間の情報連携のしくみ・連携ツールの活用について

- ◆東京都では平成23年度に東京都認知症対策推進会議の認知症ケアパス部会において検討し、報告書を発行した。
- ◆報告書は、「医療や介護、保健、福祉、行政等の関係者による連携・協働を円滑に進めるために必要な、情報共有の仕組みづくり」について、都内各地域における検討に必要な方策等について「手引」としてまとめたものである。
- ◆都内ですでに複数の情報共有ツールが運用されている。(三鷹武蔵野もの忘れ相談シート、生き生きノート等)